

令和 7 年第 4 回定例会

防災環境産業委員会資料

1 付託案件

- 第 163 号議案 令和 7 年度茨城県一般会計補正予算（第 5 号） · · · · · 2

令和 7 年 12 月 9 日

県民生活環境部

第 163 号議案

令和 7 年度茨城県一般会計補正予算（第 5 号）

○歳出予算補正（県民生活環境部分）

[令和 7 年第 4 回茨城県議会定例会議案概要説明書 19~21 ページより]

(単位：千円)

項目	今回補正額	課名
4 生活環境費	69,207	-
1 生活文化費	42,660	-
生活文化総務費	35,063	生活文化課
消費行政費	991	
女性活躍推進費	5,564	多様性社会 推進課
国際化推進費	1,042	
2 環境保全費	26,547	-
環境管理費	6,808	環境政策課
環境対策費	5,898	環境対策課
霞ヶ浦対策費	5,483	
廃棄物対策費	4,759	廃棄物規制課
廃棄物対策費	3,599	資源循環推進課
7 福祉費	347	多様性社会 推進課
1 福祉政策費		
福祉政策費		
県民生活環境部計	69,554	-

令和7年第4回定例会

防災環境産業委員会資料

(主な事務事業等の経過)

1 第12次茨城県交通安全計画（案）のパブリックコメントの実施について 【生活文化課】	2
2 「茨城県性暴力の根絶を目指す対策強化月間」における取組について 【生活文化課】	5
3 ツキノワグマの現状と対策について【環境政策課】	6
4 北茨城市内の事業所におけるPFOS・PFOAの暫定目標値の超過について 【環境対策課】	8
5 坂東市内の再生資源物屋外保管事業場で発生した火災に係る 対応について【廃棄物規制課】	9
6 第6次茨城県廃棄物処理計画（案）のパブリックコメントの 実施について【資源循環推進課】	10
7 鹿島共同再資源化センター（株）の解散・清算について 【資源循環推進課】	12

令和7年12月9日
県民生活環境部

第12次茨城県交通安全計画（案）のパブリックコメントの実施について

生活文化課

1 策定の理由・根拠

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法第25条第1項において、茨城県交通安全対策会議は国の交通安全基本計画に基づき、茨城県交通安全計画（陸上交通※の安全に関する部分に限る）を作成しなければならないこととされている。※陸上交通：道路、鉄道、踏切道

現計画（令和3年度～令和7年度）が今年度をもって終了することから、次期計画を策定する。

2 パブリックコメント実施の目的

交通事故の防止は、県民が一体となって取り組むべき重要な課題であることから、本計画策定にあたり、県民意見提出手続制度に基づき、県民等の意見を広く求める。

3 内容・方法

（1）計画案の概要

【計画期間】令和8年度～令和12年度

【内容】県内における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

【重視すべき視点（案）】

1 道路交通の安全

- ・高齢者の交通安全確保
- ・子どもの交通安全確保
- ・生活道路等における交通安全確保
- ・飲酒運転の根絶
- ・自転車等の安全な利用

〔特に注視すべき事項〕先進技術の活用推進、外国人の交通安全対策

〔横断的に重要な事項〕地域が一体となった交通安全対策の推進

2 鉄道交通の安全

- ・重大な列車事故の未然防止
- ・安全な鉄道輸送の推進
- ・鉄道利用者等の関係する事故の抑止

3 踏切道における交通の安全

- ・踏切道の改良等の促進
- ・踏切道通行者の交通安全意識の向上
- ・踏切道における交通の安全と円滑化の推進

（2）パブリックコメントの実施期間

令和8年1月下旬～令和8年2月（予定）

(3) 意見の募集方法

- ・県及び生活文化課のホームページへの掲載
- ・生活文化課、行政情報センター、各県民センター県民福祉課、県立図書館
及び中央交通事故相談所での閲覧

4 今後のスケジュール

令和8年1月 茨城県交通安全対策会議（中間案審議）

令和8年1月下旬～ パブリックコメント実施

令和8年3月 茨城県交通安全対策会議（計画決定）

第12次茨城県交通安全計画の骨子(案)

基本理念 I. 交通事故のない社会 II. 人優先の交通安全思想 III. 少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

※下線部分は新たに追加する重点項目

1 道路交通の安全

(1) 道路交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none">生活道路等における人優先の安全安心な歩行空間の整備学校、教育委員会、警察、道路管理者等が連携した通学路の安全点検及び道路危険箇所の改善の推進道路の計画的な舗装修繕や路肩法面等の道路除草
(2) 交通安全思想の普及	<ul style="list-style-type: none">関係団体や民間企業等と連携・協力した参加・体験実践型の交通安全教育の推進交通安全指導員等の育成、安全教育教材の充実<u>ライフステージに応じた自転車の安全利用に係る交通安全教育の推進</u>外国人に対する交通安全教育の充実
(3) 安全運転の確保	<ul style="list-style-type: none">事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の実施道路交通に影響を及ぼす自然現象に関する情報等を始めとした道路交通に関する総合的な情報提供の充実
(4) 車両の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none">高齢運転者の交通安全対策の推進先進技術の正しい利用のための情報提供
(5) 道路交通秩序の維持	<ul style="list-style-type: none">飲酒運転、妨害運転等の悪質・危険な運転や、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの強化悪質・危険な自転車利用者に対する指導取締りの推進

2 鉄道交通の安全

(1) 鉄道交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none">駅舎やホーム等施設の安全性の向上 (法面改良工事や耐震強化工事)	(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	<ul style="list-style-type: none">踏切道の立体交差化による事故防止踏切遮断の渋滞の解消<u>踏切道のバリアフリー化の促進</u>
(2) 鉄道の安全な運行の確保	<ul style="list-style-type: none">乗務員の資質の保持・向上と大規模輸送障害や自然災害等、緊急時の管理体制の充実徹底	(2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	<ul style="list-style-type: none">警報装置、障害物検知装置等の高性能化による安全性の向上

「茨城県性暴力の根絶を目指す対策強化月間」における取組について

生活文化課

1 趣旨

「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」第9条第3項の規定に基づき、毎年11月を「茨城県性暴力の根絶を目指す対策強化月間」と定め、月間中、性暴力の根絶に関する県民の理解促進と社会的気運の醸成を一層高めるため、各種普及啓発や広報啓発を行う。

2 実施期間

令和7年11月1日（土）から11月30日（日）までの1か月間

3 主唱

茨城県

4 協力機関

市町村、茨城県被害者支援連絡協議会、茨城県安全なまちづくり推進会議、茨城県再犯防止推進協議会に加盟・所属する機関・団体

5 主な取組内容

（1）県、市町村、関係機関・団体による統一デザインの啓発物を用いた県下一斉の普及啓発の実施

- ・啓発動画の作成及びSNSでの動画広告の配信
- ・ホームページへの共通バナー広告の掲載、啓発ポスター掲示など

（2）性暴力や二次的被害に関する認知度調査の実施

県内の小学5・6年生から社会人までの幅広い年齢層を対象とする広報啓発を兼ねた認知度調査の実施

（3）相談支援窓口の広報啓発

県内全ての中高生への広報用カードの配布

（4）加害者の再犯防止に関する広報啓発

性犯罪の再犯防止に関する広報啓発や住居の届出制度の周知

（5）県内小中高等学校における「生命（いのち）の安全教育」の実施

子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための発達段階に応じた「生命（いのち）の安全教育」の実施

＜啓発物の例＞



啓発ポスター



動画広告の配信



Webサイトへのバナー広告掲載

ツキノワグマの現状と対策について

環境政策課

1 現 状

(1) 茨城県ツキノワグマ管理計画の策定（2025年3月）

本県は、ツキノワグマの恒常的な生息域ではないものの、全国的なクマ類の被害状況を鑑み、注意喚起や普及啓発、警戒監視体制の整備等、人的被害等発生防止の施策を推進するため、「茨城県ツキノワグマ管理計画」を策定

(2) 県内におけるツキノワグマ目撃の情報（2025年6月2日）

2025年6月2日、大子町高柴地区内でツキノワグマの目撃情報があり、翌6月3日に2016年以来約9年ぶりの出没事例として確認

- ・県では、地元市町と連携し、現地確認や連絡体制の構築、捕獲従事者に対する許可手続、猟友会等と連携した地域の見回りなどの緊急対応を実施とともに、その後も住民や観光客などへの注意喚起を継続
- ・ニホンジカ等野生鳥獣のモニタリングのため県北地域に設置されているセンサーカメラの各設置機関（計70台：県、市町、森林管理署等）に対し、ツキノワグマも対象とすること及び情報提供を依頼

※ 2006年以降5例目。同事例以降の県内における確認はない状況

(3) 国における緊急銃猟制度の創設（2025年9月）

鳥獣保護管理法が改正され、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、市町村長の判断で市街地等での銃猟を可能とする「緊急銃猟制度」が開始

※ 緊急銃猟の発砲まで至った事例：仙台市など計41件（12/3現在）

【緊急銃猟判断の主な要件（いずれも満たす場合）】

- ①危険鳥獣（クマ等）が人の日常生活圏（住居、広場、乗物等）に侵入
- ②危険鳥獣による人の生命・身体への危害を防止する措置が緊急に必要
- ③銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難
- ④避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない

(4) 国における「クマ被害対策パッケージ」の決定

2025年11月14日に「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」（議長：木原内閣官房長官）が開催され、追加的・緊急的な対策を含む「クマ被害対策施策パッケージ」を決定

【「クマ被害対策パッケージ」の概要】

- ①〔緊急的対応〕緊急猟銃に係るノウハウや事例周知等・専門家派遣
警察によるライフル銃を使用した駆除 等
 - ②〔短期的取組〕集落周辺個体の捕獲強化等による削減・管理の徹底
ガバメントハンターの入件費・資機材等の支援 等
 - ③〔中期的取組〕自治体における専門人材・捕獲技術者等の育成
クマの個体数削減、生活圏からの排除 等
- ※ 交付金等による速やかな支援を実施

2 対 策

(1) 茨城県ツキノワグマ管理計画の改正（～2025年度内目途）

①目的

県内確認事例の発生や緊急銃猟制度開始等の情勢を踏まえ、今後の対応強化と最新制度への適応を反映させる。

②内容(案)

県内における今後のツキノワグマ出没可能性を想定し、計画の取組内容に新たに「出没時の対応」項目（緊急銃猟対応含む）の追加

※ 従来は住民等への注意喚起や普及啓発、警戒監視体制整備を中心に記載

(2) 県としての対応強化

①対応マニュアルの整備（県北地域）

事前の連絡体制構築や発生時の手続き対応手順等を記載・共有

②クマの捕獲（銃猟・わな猟）を実施できる人材の確保・育成

県猟友会等と連携し、緊急時に備えた捕獲者の登録・派遣体制の整備や捕獲者育成のための講習会の充実など

(3) 市町村への支援

①緊急銃猟制度の運用に向け市町村が整備する体制づくり等への助言

マニュアル整備や協力体制の構築、訓練の実施など

②指定管理鳥獣対策事業交付金（環境省）を活用した経費支援

捕獲に係る経費や市街地・集落等への出没を想定した訓練等への補助

※ 国の「クマ被害対策パッケージ」に応じた取組についても検討

【参考：近県のクマに関する各種情報】 ※環境省公表資料：2025年度は記載日現在の速報値

	出没情報件数			人身被害件数(死者数)			許可捕獲数		
	2023	2024	2025 (10/31)	2023	2024	2025 (10/31)	2023	2024	2025 (9/30)
茨城県	0	0	1	0(0)	0(0)	0(0)	0	0	0
北海道	非公表	非公表	非公表	6(2)	3(0)	5(2)	1,422	826	617
青森県	1,146	725	1,835	10(0)	4(1)	8(0)	625	109	764
岩手県	5,877	2,883	4,499	46(2)	10(1)	33(5)	832	428	714
宮城県	1,357	800	887	3(0)	0(0)	4(1)	241	96	130
秋田県	3,723	1,340	4,005	62(0)	10(0)	49(3)	2,185	382	986
福島県	709	618	848	15(0)	6(1)	17(0)	896	516	708
栃木県	142	255	185	1(0)	2(0)	3(0)	47	33	39
群馬県	715	678	512	4(0)	3(0)	8(0)	346	359	304
長野県	1,406	1,430	869	11(1)	12(0)	10(1)	421	352	353
全 国	24,348	20,513	20,792	198(6)	82(3)	177(12)	9,276	5,345	6,063

北茨城市内の事業所におけるPFOS・PFOAの暫定目標値の超過について

環境対策課

1 経緯

本年12月3日、北茨城市磯原町上相田に所在する合成ゴム製造事業者から県及び北茨城市に対し、地下水を自主検査した結果、「^{ピーフォス}PFOS及び^{ピーフォア}PFOA」の暫定目標値※1の超過を確認したとの報告があった。

※1 暫定目標値 (PFOS・PFOA合算値:50ng^{※2}/L) とは、体重50kgの人が水を一生涯にわたって毎日2L飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられるレベルとして国が設定した数値

※2 ナノグラム (ng) は、10億分の1グラムを表す単位

2 事業者による自主検査結果

調査年月	調査井戸数	超過井戸数	PFOS・PFOA合算値 (ng/L)
2024.12～2025.4	19	18	32～64,000 ^{※3}

※3 PFOSは不検出（定量下限値未満）であり、数値は全てPFOA

3 PFOAの使用履歴

当事業所ではPFOAを1987～2014年の間、使用していたが、現在はPFOAの使用・保管はなし。

4 対応

(1) 県及び市の対応

ア 周辺住民への周知・飲用指導

12月5日から6日にかけて、当事業所の敷地境界から概ね500mの範囲の民家308軒に対し、市が個別訪問を実施し、本件を周知するとともに、井戸水の飲用を控えるよう指導

イ 物質の広がり状況を把握するための水質調査

PFOAによる地下水汚染の広がり状況を把握するため、当事業所の敷地境界から概ね500mの井戸の水質調査を実施予定。

(2) 事業者の対応

ア 地下水浄化対策

当事業所内において、PFOAを含む地下水の活性炭による浄化テストを実施中。2026年3月を目指して浄化設備の仕様を決定し、優先度の高いエリアから浄化対策を実施予定

イ 遮水壁設置

PFOAを含む地下水の流出防止対策として、当事業所の敷地外周に遮水壁設置を検討中

坂東市内の再生資源物屋外保管事業場で発生した火災に係る対応について

廃棄物規制課

1 発災事業者

- ・名 称：(有) 大宇産業 坂東工場
- ・所 在 地：坂東市幸田 1372-1 (事業場の面積：7,334 m²)
- ・事業内容：茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（以下「条例」という。）に基づく届出事業場（ほか常総市2事業場、八千代町1事業場）
再生資源物のプラスチックを有価物として仕入れて加工を行い、国内外に販売
- ・届出上の保管量：プラスチック 6,097 立方メートル、金属 27 立方メートル

2 火災の発生状況等

2025年11月23日（日）22:40 出火、11月27日（木）17:00 鎮火

3 火災原因

不明（現在、消防等関係機関で調査中）

4 指導状況

保管状況などが不適であったことから、県が改善を指導していたが従わず、速やかに改善を図っていなかった。

- ・高さ：保管物を届出の4メートルより高く保管している。
- ・保管単位：保管物を200平方メートルごとに保管していない。
保管物の間隔を2メートル以上としていない。
- ・囲い：囲いのない部分があり、可視化が出来ていない。

5 今後の対応

（1）発災事業場（燃え殻等の撤去）

- ・大量に燃え殻等の残さ物が発生しているため、事業者に対し、廃棄物処理法に基づいて適正かつ速やかに撤去、処分を行うよう指示
- ・火災事故報告、撤去計画書の提出指示

（2）再発防止対策

①立入検査

- ・保管単位等が不適の事業場に対して、重点的に立入検査を実施し改善を指導していくとともに、火災発生防止についても指導する。
- ・指導に従わない事業者に対しては、改善勧告、公表、改善命令などの行政処分を行うなど厳正に対処していく。

②注意喚起

条例対象全事業者に対して、火災防止対策の徹底の注意喚起文書を発出

第6次茨城県廃棄物処理計画（案）のパブリックコメントの実施について

資源循環推進課

1 策定の理由・根拠

廃棄物の排出の抑制、再利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、廃棄物処理法第5条の5第1項において、茨城県は国の基本方針に即して、廃棄物処理計画を定めなければならないこととされている。

現計画（令和3年度～令和7年度）が今年度をもって終了することから、次期計画を策定する。

2 パブリックコメント実施の目的

持続可能な循環型社会の形成等に向けて、今後5年間で取り組むべき施策の方向性や基本的事項等を定めることから、本計画の策定に当たり、県民から意見を広く求める。

3 内容・方法

（1）計画案の概要と骨子

計画期間	令和8年度～令和12年度
根拠	廃棄物処理法第5条の5第1項に基づく法定計画
内容	県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項を定める
重視すべき視点（案）	<p>【基本的施策の方向性】</p> <p>1 3Rの促進・推進 2 廃棄物適正処理の推進 3 持続可能な廃棄物処理の推進</p> <p>【重点項目】</p> <p>1 プラスチックごみ対策 2 食品ロス削減の推進</p>

（2）パブリックコメントの実施期間

令和7年12月中旬～令和8年1月中旬（予定）

（3）意見の募集方法

- ・県及び資源循環推進課のホームページへの掲載
- ・資源循環推進課、行政情報センター、環境政策課県央環境保全室、各県民センターの県民福祉課及び環境・保安課、県立図書館での閲覧

4 今後のスケジュール

令和8年2月	県環境審議会答申
令和8年3月	第1回定例会報告、計画決定

第6次茨城県廃棄物処理計画（案）の概要

1 計画策定の趣旨

- (1) 趣旨 持続可能な社会の実現等に向けて、廃棄物処理対策や資源循環を推進。
- (2) 位置づけ 廃棄物処理法第5条の5第1項（法定計画）
- (3) 計画期間 令和8（2026）年度～令和12（2030）年度までの5年間

2 廃棄物処理の現状

◎一般廃棄物（R5時点）	◎産業廃棄物（R5時点）
<ul style="list-style-type: none"> 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：580g (全国：475g) 排出量：967千トン 最終処分量：57千トン 出口側の循環利用率：20.0%（全国19.5%） 	<ul style="list-style-type: none"> 排出量：11,540千トン 最終処分量：167千トン（石炭火力発電所の港湾埋立分除く） 出口側の循環利用率：48.4% 不法投棄発生件数：112件（R6時点）

3 廃棄物の減量化等の目標

	項目	R12目標	目標値の設定方法
一般廃棄物	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(g)	543	全国との乖離縮小のため、国目標(年0.45%削減)の約2倍の削減(年0.91%)を目標として設定。
	排出量(千トン)	851	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の削減目標を踏まえ目標設定。
	最終処分量(千トン)	50	
	出口側の循環利用率(%)	26.0	国の目標に準拠。
産業廃棄物	排出量(千トン)	11,500	増加させないという観点から設定。
	最終処分量(千トン)	167	現状維持を目標として設定。
	出口側の循環利用率(%)	48.8	国同様に現状維持として設定。
不法投棄	不法投棄の発生件数(件)	80	過去最少のH29水準(77件)を目標として設定。

4 目標達成に向けた基本的施策

（3つの方向性を柱立て。特に取組を強化していくものについては、重点項目として柱立て。）

方向性1 3Rの促進・推進	重点項目1 プラスチックごみ対策
<ul style="list-style-type: none"> （1）県民の3Rの促進 （2）事業者の3Rの促進 （3）市町村の3Rの促進 	<ul style="list-style-type: none"> （1）市町村におけるプラスチック分別収集の促進 （2）プラスチックの再生利用による天然資源消費量の抑制 （3）海岸漂着物対策の促進
方向性2 廃棄物適正処理の推進	重点項目2 食品ロス削減の推進
<ul style="list-style-type: none"> （1）不法投棄対策の強化 （2）排出事業者責任の徹底 （3）適正処理・適正保管体制の整備 （4）懸念されている廃棄物の処理に向けた検討等 	<ul style="list-style-type: none"> （1）教育及び学習の振興、普及啓発等 （2）情報の収集及び提供、食品関連事業者の取組促進 （3）未利用食品等を提供するための活動促進 （4）市町村の取組促進
方向性3 持続可能な廃棄物処理の推進	
<ul style="list-style-type: none"> （1）一般廃棄物処理施設の整備支援 （2）産業廃棄物最終処分場の整備 （3）災害廃棄物処理体制の強化 （4）分野別産業廃棄物処理対策の推進 	

鹿島共同再資源化センター(株)の解散・清算について

資源循環推進課

1 解散・清算手続き

県が出資する鹿島共同再資源化センター(株)は、令和7年9月末に施設の解体撤去工事及び財産の整理（土地の売却）を完了し、これを踏まえ、令和7年10月31日に解散、今後は清算手続きを行う。

2 経緯・スケジュール

令和7年9月30日	解体撤去工事完了 土地を売却・引渡し（KRC所有地の売却完了）
10月28日	臨時株主総会で解散の決議
10月31日	解散
11月1日～	清算手続き開始
令和8年2月末まで	清算手続き完了

（参考）改革工程表

改革工程表2(年度別計画)	団体名	鹿島共同再資源化センター(株)	所管部局課名	県民生活環境部資源循環推進課
取り組むべき項目	令和6年度			令和7年度
財産等の整理、会社の解散・清算	[解体撤去工事の実施（建物撤去工事）]			
1 解散・清算に向けた財産の整理 施設の解体撤去工事（令和6～7年度）など、財産の整理を行っていく。 →解体撤去の進捗に応じて、土地を売却 <主な構築物・土地> ・焼却設備（ボイラー・ピット等）、灰処理設備、屋外タンク、貯蔵所、管理棟等 ・土地（2ha）	・解体撤去完了（整地済み）： 屋外タンク、貯蔵所 ・解体撤去完了（未整地）： 灰処理設備 ・解体作業中：焼却設備 [土地の売却] 解体撤去完了（整地済み）の一部 土地【4,980m ² 】を、 R6.12 鹿島地方事務組合に売却			現在 ↓
2 解散・清算の手続き 財産の整理が完了した後、解散・清算の法的手続きを進めていく。	[解散・清算の手続き]			
3 進行管理結果の公表	[R6.6 県議会報告] [R6.6 県ホームページ公表]			